

ID: 88

担当部署: 保健福祉課

<b>処分の概要</b>	入所の承認		
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	聖籠町保育の実施に関する条例施行規則 第4条		
<b>例 規 番 号</b>	平成7年 規則第22号		
<p><b>【根拠条文】</b>                      (入所の承認等)                      第四条 前条の申込みがあった場合は、これを審査し、入所の可否を決定し、保育所入所承諾書(別記様式第二号)又は保育所入所不承諾通知書(別記様式第三号)により申込者に通知するものとする。</p> <p><b>【基準】</b>                      第2条及び聖籠町保育の実施に関する条例第2条の規定による。                      (保育の実施をする児童)                      第二条 保育所に保育の実施する児童(以下「保育児」という。)は、条例第二条に定める児童であつて、次の各号に該当しないものとする。                      一 感染症であると認められる者                      二 保育所における保育にたえ得ない者</p> <p>(保育の実施基準)                      第二条 保育の実施は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、当該児童を保育することができないと認められる場合であつて、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。                      一 居宅以外で労働することを常態としていること。                      二 居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。                      三 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。                      四 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。                      五 長期にわたり疾病の状態にある同居の親族又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。                      六 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。                      七 町長が認める前各号に類する状態にあること。</p>			
<b>標準処理期間</b>	30日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成22年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日